

特別養護老人ホーム花の里かつぼ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設運営規程

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長岡東山福祉会（以下「事業者」という。）が開設する特別養護老人ホーム花の里かつぼ（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正な介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供をすることを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業者は、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。

2 事業者は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、長岡市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	特別養護老人ホーム花の里かつぼ
所在地	長岡市水穴町393番地

(入居定員)

第4条 施設は、その入居定員を29名とする。（ユニット型個室 ユニットA10名・B10名・C9名。）

2 事業者は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。

第二章 人員

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 施設に勤務する職員（以下「職員」という。）の員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤）

職員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、

職員に長岡市条例で定められている運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 医師 1名 (嘱託)

入居者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、施設の衛生管理等の指導を行う。

(3) 生活相談員 1名以上 (常勤)

入退所における面接手続き事務等と入居者の処遇に関する事、苦情や相談等に関する事を行う。また、関係機関との連絡調整等を行い、連携を図ることとする。

(4) 事務職員 1名以上

施設の庶務および会計事務の業務を行う。

(5) 看護職員 2名以上 (常勤・非常勤)

医師の診療補助及び医師の指示による入居者の看護、施設の衛生管理等の業務を行う。

(6) 介護職員 15名以上 (常勤・非常勤)

入居者の介護、自律的な日常生活を営むために支援等の業務を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名以上 (常勤兼務、看護職員と兼務)

入居者が心身の状況等に応じて日常生活を営むことに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

(8) 栄養士 (管理栄養士) 1名以上 (常勤)

栄養ケア・マネジメント計画の作成等、入居者の栄養や心身の状況および嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行う。

(9) 計画担当介護支援専門員 1名以上 (常勤・非常勤)

入居者が自律した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を分析し、適切な施設サービスが提供されるよう施設サービス計画の作成、計画の実施状況の把握及び評価を行うとともに、必要に応じて計画の変更を行う。

2 前項に定めるものの他、施設の運営上、必要な職員を置くものとする。

第三章 設備

(設備及び備品等)

第6条 居室

入居者の居室は全室個室とする。居室には、ベッド・枕元灯・ロッカー等を整備する。

第7条 共同生活室

共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する。

第8条 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いる。

第9条 医務室

施設は、入居者の診療・健康管理等のために、医療法に規定する診療所を設ける。
医務室には入居者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備える。

第10条 浴室

浴室は、居室のある各ユニットに設ける。入居者が使用し易いよう個浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設ける。

第11条 洗面設備及び便所

洗面設備は各居室に設け、便所は各ユニット3か所以上を設ける。

第12条 事務室

事務室には机・椅子・書類保管庫等必要な備品を備える。

第13条 その他設備

施設は、その他の設備として、洗濯室、汚物処理室、介護材料室、相談室、会議室、エレベーター、避難階段などを設ける。

第四章 入所及び退所

(内容及び手続きの説明と同意)

第14条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ入居申込者またはその家族に対し、運営規程の概要・従業員の勤務の体制の他、入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者またはその家族の同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

第15条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その方の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することとする。

2 施設は、前項の被保険者証に介護保険法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めることとする。

(稼働日)

第16条 施設の入所可能な日は毎日とする。休日についてはこれを設けない。

(入所)

- 第17条 施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難な方に対し、施設サービスを提供する。
- 2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒むことはできない。
 - 3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合やその他入居申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所を紹介するなどの適切な措置を速やかに講ずることとする。
 - 4 施設は、入居申込者の入所に際しては、その方の心身の状況や病歴等の把握に努めるものとする。

(退所)

- 第18条 施設は、その心身状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その入居者及びその家族の希望、その入居者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その入居者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
- 2 施設は、生活相談員、介護職員、看護職員、計画担当介護支援専門員等により、入居者についてその心身の状況や置かれている環境等に照らし、その入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討するものとする。
 - 3 施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第19条 施設は、要介護認定を受けていない入居希望者について、要介護認定の申請が行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は入居希望者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期限の満了の日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

第五章 入居者に提供する施設サービスの内容及び利用料その他費用の額

(サービスの取り扱い方針)

- 第20条 施設は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活用様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活を支援して行うものとする。
- 2 施設は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
 - 3 施設は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
 - 4 施設は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切

に行うものとする。

- 5 施設は、その職員が施設サービスを提供するにあたって、入居者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 6 事業者は、施設サービスを提供するにあたっては、当該入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。
- 7 事業者は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 8 事業者は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。

(施設サービス計画)

第21条 管理者は、計画担当介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて当該施設サービス計画に位置付けるよう努めることとする。
- 3 施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力・その置かれている環境等を通じて現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項の規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）にあたっては、入居者及びその家族に面接して行うものとする。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメント結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助方針、生活全般の解決すべき課題について、当該入居者に対する施設サービスの提供にあたる他の職員と専門的見地から意見を求め、協議のうえ施設サービスの目標及びその達成時期・施設サービスの内容・施設サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者またはその家族に対して説明し、文書により同意を得なければならない。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者及びその家族に交付するものとする。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後、実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス担当者会議を開催または照会等により施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 9 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）にあたっては、定期的に入居者に面接を行い、入居者の家族ならびに他の職員と

の連絡を継続的に行うこととし、定期的にモニタリングの結果を記録するものとする。

(介護内容)

- 第22条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切に支援するものとする。
 - 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができるものとする。
 - 4 施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
 - 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
 - 6 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備するものとする。
 - 7 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床・着替え・整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
 - 8 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させることとする。
 - 9 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

- 第23条 施設は、栄養ならびに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。
- 2 施設は、心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
 - 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保するものとする。
 - 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築きことができるよう、その意思を尊重しつつ、心身の状況を配慮したうえで、できる限り離床し共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(機能訓練)

- 第24条 施設は、入居者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むうえで必要な機能の改善またはその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(栄養管理)

第25条 施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

(口腔衛生の管理)

第26条 施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

(健康管理)

第27条 施設の医師及び看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取るものとする。

2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入居者の健康手帳に必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない入居者については、この限りではない。

(利用者の入院にかかる取扱い)

第28条 施設は、入居者について、病院等に入院する必要がある場合であって入院後概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入居者その家族の希望などを勘案し必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにするものとする。

2 施設は、入居者の入院期間中の取り扱いについて、食費は入院した翌日から欠食として取扱い請求しないが、居住費については入所中と同様に全額請求することができる。なお、サービス利用減免制度などの対象である場合は、その認定の内容に基づいた負担額となる。

(相談及び援助)

第29条 施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第30条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に係る活動の機会を提供するとともに入居者が自律的にこれらの活動を支援するものとする。

2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、当該入居者またはその家族において行うことが困難である場合は、当該入居者またはその家族の同意を得て、代わって行うこととする。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保 するよう努めるものとする。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(利用料及びその他の費用)

第31条 事業者が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の公示上の額とする。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、介護老人福祉施設サービスに係る施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

(その他の費用)

第32条 事業者は、前条第2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を入居者から受けることができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- (1) 居住費 2,066円 (日額)
- (2) 食費 1,855円 (日額)
- (3) 教養娯楽費 実費
- (4) 理美容代 実費
- (5) 個人専用の家電製品の電気料金 1品目につき40円 (日額)
- (6) 入居者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費
- (7) 前各号のほか日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの

- 2 前項6号に規定するものの具体的内容及び具体的費用に関しては、管理者が別に定める。
- 3 前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ入居者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者またはその家族の同意を得ることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には、あらかじめ入居者またはその家族に対し説明を行い、同意を得ることとする。

第六章 非常災害対策

(非常災害対策)

第33条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

- 2 事業者は、非常災害対策に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 入居者は、前項の対策に可能な限り協力しなければならない。
- 4 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られなるよう連携に努めるものとする。

第七章 施設入所にあたっての留意事項

(外出及び外泊)

第34条 入居者は、外出または外泊しようとする時はその都度行き先、要件、施設へ帰着する予定日時等を施設の管理者に届け出て許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けた者が許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

(健康保持)

第35条 入居者は努めて健康に留意し、施設が実施する健康診断は特別な理由がない限りこれを拒否してはならない。

(身上変更の届け出)

第36条 入居者は、身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに管理者に届け出なければならない。

(禁止事項)

第37条 入居者は施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 施設内において他の入居者及び職員に対する政治活動、宗教活動を行うこと。
- (2) 施設内に危険物を持ち込むこと。
- (3) 管理者が定めた場所と時間以外での喫煙と飲酒を行うこと。
- (4) 指定された場所以外で、火気を用い、または自炊すること。
- (5) けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。
- (6) その他管理者が定めたこと。

(損害賠償)

第38条 入居者が、故意または過失によって施設の設備等に損害を与えたときは、その損害を弁償させ、または原状に回復させることができる。

第八章 その他施設の運営に関する重要事項

(協力病院)

第39条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力病院を定めておくものとする。

2 施設は、治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(衛生管理及び感染症対策)

第40条 事業者は、入居者の使用する食器その他の設備または飲料水について衛生的な

管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行うものとする。

2 事業者は、当該施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 感染対策委員会を3か月1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修会並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施するものとする。

(掲示)

第41条 事業者は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示するものとする。

(秘密保持)

第42条 事業者の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らさない。

- 2 事業者は、施設の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講ずることとする。
- 3 事業者は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により入居者またはその家族の同意を得ることとする。

(苦情等への対応)

第43条 事業者は、提供したサービスに関する入居者またはその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置する等の措置を講じるものとし、その概要を入居者及びその家族に文書により説明するものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情内容を記録しなければならない。
- 3 入居者またはその家族からの苦情に対して市及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第44条 事業者は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに長岡市・入居者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。

(虐待の防止)

第45条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修会を定期的実施する。
 - (4) 前3号に定める措置を適切に実施するために担当者を置くものとする。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員または養護者等(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとし調査に協力するよう努める。

(緊急時等の対応)

第46条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定)

第47条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職員の研修)

第48条 職員の資質の向上を図るための研究、研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備するものとする。

2 職員の研修を次のとおり実施するものとする。

- (1) 採用時研修 採用時に実施
- (2) 継続研修 年3回以上実施

3 事業者は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第49条 事業者は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業者は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から事務処理規程及び個人情報に関する文章等管理規程に基づいた年数を保存するものとする。

(勤務体制の確保等)

第50条 事業者は、入居者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めるものとする。

- 2 事業者は、職員の資質の向上を図るための研究、研修の機会を設けるものとする。

(地域との連携)

第51条 事業者は、その運営にあたって、地域住民またはボランティア団体との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。

(地域運営推進会議)

第52条 事業者は、施設サービスを地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、地域運営推進会議を設置するものとする。

- 2 地域運営推進会議は入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、長岡市または長岡市地域包括支援センターの職員及び施設サービスについての知見を有する者で構成するものとする。
- 3 地域運営推進会議の開催はおおむね2か月に1回以上行うものとする。
- 4 地域運営推進会議は施設サービスの活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けることとする。
- 5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

第53条 この規程に定めるもののほか、施設の運営管理に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この規程は、平成20年9月15日から施行する。

附則（平成23年2月18日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成23年3月25日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成25年12月26日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成27年3月24日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし居住費に係る改正は令和1年10月1日から施行する。

附則（令和4年6月8日）

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附則（令和5年3月27日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則（令和6年3月25日）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
ただし居住費に係る改正は令和6年8月1日から施行する。

